

# 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1.投資方針

インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式に分散投資します。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

## 2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券(マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

## 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

## 5.信託設定日

2006年12月15日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.782% (税抜 1.62%)  
内訳: 委託会社 年率0.87% (税抜)  
販売会社 年率0.69% (税抜)  
受託会社 年率0.06% (税抜)

マザーファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

## 10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

## 16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月14日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

## 17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(202309)

## 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理を行います。)  
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク  
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク  
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 為替変動リスク  
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
- ④ カントリーリスク  
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
- ⑤ 流動性リスク  
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ⑥ ベンチマークに関する留意点  
当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(202309)

## 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類：追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入資産の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### ⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当でする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(202309)